

## 「小規模企業共済の活用」

対象：要件に該当する個人事業主等

一定規模以下の中小企業役員

この所増税の話題がニュースの中で大きなウエイトを占めておりますが、所得税についても特に高額所得者に対する増税色が際立っており、事前に対抗する節税商品をお探しの方もいらっしゃるのではないのでしょうか？特に標記要件に該当し、まだ国（中小企業基盤整備機構）が取り扱う小規模企業共済に加入されていない方は、その加入を前向きに検討されれば効果はかなり期待できます。と言うのも掛金全額が所得控除できるため最高額（7万円／月払、84万円／年払）で加入されれば扶養2人以上の効果があります。また受け取り方にもよりますが原則退職金扱いとなるため、受取時の所得税の軽減、相続税上も退職金の非課税枠活用にもつながり、相続税の納税資金確保にも大きなメリットのある商品です。デメリットとしては、①加入条件に当てはまらないと加入できない。②20年以下での任意解約は掛金総額を下回る。等です。最寄りの金融機関・商工会議所で取り扱っておりますので興味のある方はご相談ください。その他の節税商品として倒産防止共済（セーフティネット共済）、確定拠出年金（401K）も検討されてはいかがでしょうか？

F P委員会

田原 智延